

加入又は合併の場合の連結予定申告額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	
-------------	---	---	-----	--

前連結事業年度において連結完全支配関係を有することとなった場合					
連 結 加 入 法 人 名	連 結 加 入 日	連結加入法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額	(1)の計算の基礎となった所得の金額又は個別所得金額	直 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	前連結親法人事業年度開始の日から連結加入日の前日までの期間の月数
		1	2		(1) 左の期間の月数 × 前連結親法人事業年度の月数 × 6
	平 . .	円	円	平 . .	円
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
計					
連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に連結完全支配関係を有することとなった場合					
連 結 加 入 法 人 名	連 結 加 入 日	連結加入法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額	(4)の計算の基礎となった所得の金額又は個別所得金額	直 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	(4) 左の期間の月数 × 連結加入日から連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数
		4	5		6
	平 . .	円	円	平 . .	円
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
計					
前連結事業年度又は前事業年度において合併を行った場合					
被 合 併 法 人 名	合 併 の 日	被合併法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額	(7)の計算の基礎となった所得の金額又は個別所得金額	直 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	(7) 左の期間の月数 × 前連結親法人事業年度又は前事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間の月数 × 6
		7	8		9
	平 . .	円	円	平 . .	円
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
計					
連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に合併を行った場合					
被 合 併 法 人 名	合 併 の 日	被合併法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額	(10)の計算の基礎となった所得の金額又は個別所得金額	直 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	(10) 左の期間の月数 × 合併の日から連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数
		10	11		12
	平 . .	円	円	平 . .	円
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
	平 . .			平 . .	
計					

別表十八の二付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第2項又は第4項（連結完全支配関係を有することとなった場合等の連結中間申告税額の調整）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「連結加入法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額1」及び「連結加入法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額4」の各欄は、法第81条の19第2項に規定する連結加入法人の確定法人税額等の金額を記載します。
- 3 「合併を行った場合」の各欄は、連結親法人が当該連結親法人を合併法人とする適格合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限ります。）を行った場合又は連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除きます。）を被合併法人とする合併を行った場合に記載します。
- 4 「被合併法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額7」及び「被合併法人の直前の事業年度（6月以上のもの）又は連結事業年度（6月以上のもの）の確定法人税額又は調整後連結法人税個別帰属支払額10」の各欄は、法第81条の19第4項の規定による読替後の法第71条第2項第1号（中間申告）に規定する被合併法人の確定法人税額等の金額を記載します。